

Sakura Quality An ESG Practice

旧制度のランク表示について

(認証書発行日 2026 年 9 月 30 日まで・認証有効期限 2029 年 9 月 29 日まで)

旧制度の概要

旧制度は、宿泊施設における環境、地域社会、文化及び持続可能な運営に関する取組状況を、所定の評価基準に基づいて確認し、その結果をランクで示す評価制度です。

GSTC との関係

旧制度で使用していた評価基準「Sakura Quality An ESG Practice Standard」は、2022 年、Global Sustainable Tourism Council (GSTC) から「GSTC-Recognized Standard (GSTC 承認基準)」として承認されました。これは、当該評価基準が GSTC の基準に整合していることを示すものです。

ただしこの承認は「評価基準」に対するものであり、旧制度の評価・判定プロセスを GSTC が認定及び承認したものではありません。

1～5 御衣黄ザクラが示すもの

旧制度では、各施設に適用される評価項目の達成状況及び制度で定めた判定条件に基づき、1 御衣黄ザクラから 5 御衣黄ザクラまでの 5 段階でランクを付与しています。

ランクは、評価時点における取組の達成状況を段階的に示すものです。ランクが付与されていることは、施設のすべての活動について環境・社会面で完全な適合性が確認されていることを意味するものではありません。各施設のランク、その他の情報は、当サイトの「旧制度施設一覧」でご確認いただけます。

EU 向けの表示について

EU では、消費者の持続可能な選択を妨げる不公正な商慣行への対策として、EU 指令 (EU) 2024/825 (通称: ECGT 指令) が採択されました。EU 加盟国は、同指令を実施する国内法規を 2026 年 9 月 27 日から適用することとされています。

同指令は、認証スキームに基づかず、かつ公的機関によって設けられたものでもないサステナビリティラベルの表示や、根拠が不明確な一般的環境主張などを規制対象としています。なお、“certified”、“certification”、“certificate”という単語自体を一律に禁止するものではありません。具体的な規制内容及び適用は、各加盟国の国内法並びに表示の対象・媒体・文脈により異なります。

SQM では、EU の消費者を対象とするウェブサイト、OTA、広告その他の媒体について、旧制度の運営主体、評価対象・範囲、ランクの意味が正確に伝わるよう、これらの用語を含む表示を見直しています。このため、国内向けの日本語表示と海外向けの表示では、旧制度におけるランクの表現方法が異なる場合があります。

既に付与されているランク及び証書

海外向けの表現方法の見直しは、旧制度に基づき既に付与されているランク又は評価結果を変更若しくは取り消すものではありません。旧制度に基づき発行済みの証書は、証書に記載された有効期限まで、旧制度の規定に基づき有効です。ただし、当該証書は、GSTC 認証を受けたことを示すものではありません。

当社は、利用者の皆様に制度の内容を正しくご理解いただけるよう、評価基準、ランクの意味及び表示方法について、引き続き分かりやすい情報提供に努めてまいります。

参考情報（公式資料）

GSTC : [Sakura Quality An ESG Practice Standard の GSTC 承認](#)

Sakura Quality An ESG Practice

GSTC 認定取得後の新制度について

1. 主な審査分野

持続可能なマネジメント、地域社会・地域経済への貢献、文化遺産の保護・地域文化の尊重、環境負荷の低減・環境保全の4分野を中心に、適用されるすべての要件について審査します。

2. 認証取得までの流れ

手順	項目	内容
1	事前確認・自己評価	宿泊施設が適用基準を確認し、自施設の取組状況を把握します。
2	申請・契約	審査範囲、費用、日程等を確認し、SQM へ申請して認証契約を締結します。
3	資料提出	方針、規程、記録その他、基準への適合を示す資料を提出します。
4	書類審査	SQM が提出資料を確認し、基準への適合状況及び現地確認事項を整理します。
5	現地審査	監査員が施設を訪問し、運用状況、記録、施設内の状況及び関係者への聞き取りを確認します。
6	報告・事実確認	宿泊施設は審査報告書案を確認し、事実関係に異議がある場合は根拠資料を提出します。
7	不適合の是正	不適合が確認された場合、宿泊施設は是正処置を実施し、有効な実施証拠を提出します。
8	技術審査・認証決定	監査実施者とは別の資格を有する者が審査結果を確認し、SQM が認証の可否を決定します。
9	認証書発行・維持	要件への適合確認後に認証書を発行し、認証期間中は所定の定期審査及び更新審査を行います。

新制度における認証の意味と表示

旧制度との違い及び移行上の取扱い

3. 新制度における認証の意味

新制度の認証は、認証審査の時点において、宿泊施設が適用される認証基準及び認証要件を満たしていることを、GSTC 認定認証機関である SQM が独立した立場から確認したことを示します。認証取得後も、宿泊施設には基準への適合を維持し、持続可能性に関する取組を継続的に改善することが求められます。

4. 認証表示及びロゴの使用

新制度下で認証された宿泊施設は、SQM 及び GSTC が定めるロゴ使用規程、表示規程その他の条件に従い、関連する認証要件を満たした場合は、追跡可能な識別コードが付された GSTC 認証ロゴを使用できます。認証の範囲、有効期限、認証機関及び適用基準が正確に伝わるよう、誤解を招く表示を行ってはなりません。

5. 旧制度と新制度の主な違い

比較項目	旧制度	GSTC 認定取得後の新制度
位置づけ	取組の達成状況を段階的に示す評価制度	適用される認証要件への適合性を確認する認証制度
結果の表示	1～5 御衣黄ザクラのランク	認証の可否及び認証書
GSTC との関係	旧制度の評価基準が GSTC 承認基準	SQM が GSTC 認定認証機関として審査・認証
判定方法	達成状況及び旧制度所定の判定条件	適用されるすべての認証要件への適合確認
認証後	旧制度の規定に基づく有効期限管理	定期審査、是正確認及び更新審査による認証維持